

## 社会福祉法人 知多学園

### 役員及び評議員等の報酬に関する規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人知多学園(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員(以下役員等といふ)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3)評議員選任・解任委員とは、定款第二章第六条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

#### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する事ができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事であつて、かつ法人の職員(施設長等)を兼ねて給与を支給している者に対しては、報酬は支給しない。
- 4 専任の常勤理事に対する報酬は、必要に応じ評議員会の承認をもって定めるものとする。

#### (報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間120万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の監事の報酬月額は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 各々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の評議員選任・解任委員の報酬は、別記4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等は、各月の翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から遡及施行する。

別記1 非常勤理事の報酬

理事会等会議への出席の都度、謝金として一人20,000円+交通費相当額を支給する。

交通費相当額の額は、常滑市内在住者3,000円、常滑市外在住者5,000円とする。

別記2 監事の報酬

理事会等会議への出席及び監事監査の都度、謝金として一人30,000円+交通費相当額を支給する。

交通費相当額の額は、常滑市内在住者3,000円、常滑市外在住者5,000円とする。

### 別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人 10,000 円 + 交通費相当額を支給する。  
交通費相当額の額は、常滑市内在住者 3,000 円、常滑市外在住者 5,000 円とする。

### 別記4 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人 10,000 円 + 交通費相当額を支給する。  
交通費相当額の額は、常滑市内在住者 3,000 円、常滑市外在住者 5,000 円とする